

仕様書

広島市立病院機構（以下「発注者」という。）のクレジットカード利用取扱の導入における、クレジットカード会社（以下「受注者」という。）への加盟店契約については、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 契約期間 契約締結の日から令和13年3月31日まで

2 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 広島市立広島市民病院 (広島市中区基町7番33号)
- (2) 広島市立北部医療センター安佐市民病院 (広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号)
- (3) 広島市立舟入市民病院 (広島市中区舟入幸町14番11号)
- (4) 広島市立リハビリテーション病院 (広島市安佐南区伴南一丁目39番1号)

4 業務の詳細

- (1) 本業務の対象とする「診療費等」とは、次のとおりとする。
広島市民病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等
北部医療センター安佐市民病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等
(広島市民病院及び北部医療センター安佐市民病院については、自動サービス機によるカード決済あり)
舟入市民病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等
リハビリテーション病院 入院・外来に係る診療費及び文書料等
- (2) 受注者は、履行場所において、診療費等の納入義務者が納入に際してクレジットカードを提示した場合に、当該費用を納入義務者に代わって発注者に立替払するものであること。
- (3) 受注者は、「VISA・Master」のクレジットカードブランドが取扱可能であること。
- (4) 提示されたクレジットカードブランド（「VISA・Master」に限る。）を、当該カードを発行した会社にかかわらず、すべて取り扱うことができる加盟店管理会社（アクワイアラー）であること。
- (5) 受託者の中から幹事受託者を選定し、当該幹事受託者において受託者間の調整を行う。
- (6) 受注者は、クレジットカードによるリボ払い、分割払い及び2回払いの場合においても、初回に利用金額から手数料を差し引いた金額の全額を振り込むこと。
- (7) 受注者は、各日ごとのクレジットカード利用金額（売上額）、同利用件数、手数料額がわかる明細を発注者に対して交付すること。

5 端末機の設置及び仕様

- (1) 受注者は、前記4(5)による幹事受託者となった場合には、窓口設置用端末機7台を発注者に対し無償貸与すること。設置場所及び台数については別途指示する。
なお、発注者のレジ端末の更新、入替え等を行った場合、その接続にかかる窓口設置用端末機を幹事受託者が発注者に対し無償貸与すること。
- (2) 受注者が貸与する端末機には、暗証番号用ピンパッドを付属させるものとすること。
- (3) 端末機は、LAN回線が使用可能なものであること。
- (4) 受注者は、下記に定めるものを除き、端末機に関する費用をすべて負担すること。
 - (ア) LAN回線の敷設に係る費用
 - (イ) LAN回線の使用に係る通信費用
 - (ウ) 端末機の使用に係る電気料金
- (5) 受注者は、必要消耗品等の供給、端末機のトラブル等への対応について遅滞なく行い、発注者の業務に支障がないようにすること。
- (6) 端末機の故障、破損等については、発注者に故意又は重過失がある場合を除き、受注者の負担により端末機の修理又は交換を行うこと。

6 利用広告

- (1) 受注者は、発注者の本契約に係る業務開始に当たり、カード利用者向けに案内する標識等を、受注者の負担により適宜用意すること。
- (2) 受注者は、発注者においてクレジットカード利用取扱の導入をするに当たって、新聞等のマスコミに対して通知、広告掲載する場合は、事前に発注者の承認を得ること。

7 端末操作の研修

受注者は、発注者の職員が端末機等取扱を習熟するまでの間、必要な研修及び指導等を行うこと。

8 個人情報保護

受注者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

9 その他

受注者の定める加盟店規約は、本件仕様書とその内容を異にする事項につき効力を有しないこと。また、本仕様書、契約書、加盟店規約及び自動サービス機による信用販売に関する覚書（VISA・Master用）に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、受注者は、発注者が様式を指定する「個人情報の取扱いに関する契約書」（以下「取扱契約書」という。）を再委託先と締結し、その写しを発注者に提出すること。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託先と締結した取扱契約書に基づき再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し取扱契約書に基づいて適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはなら

別記

ない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。また、発注者から承諾を得ている場合においても複写の数や複製の数を変更するときには改めて発注者の承諾を得なければならぬ。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還、又は引き渡し、若しくは発注者が指定する者の立会いのうえで作業場所の資料を削除するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に事案の発生した経緯、想定される被害状況、情報の管理方法など発注者が必要とする内容を網羅した書面で報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。